

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の 審査委員の任命

令和 8 年 10 月 28 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命の決定について付議するとともに、原子力規制委員会委員長による原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の臨時委員及び専門委員の任命について報告するものである。

2. 審査委員の任命（決定）

別添 1 のとおり、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命について、決定いただきたい。

3. 臨時委員及び専門委員の任命（報告）

別添 2 のとおり、原子力規制委員会委員長による原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の臨時委員及び専門委員の任命について、報告する。

<別添、参考>

- 別添 1 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命（案）
- 別添 2 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の臨時委員及び専門委員の任命（報告）
- 参考 1 関係法令
- 参考 2 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における調査審議事項
- 参考 3 原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について
- 参考 4 原子炉安全専門審査会 名簿
- 参考 5 核燃料安全専門審査会 名簿

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の 審査委員の任命（案）

令和 8 年 10 月 28 日
原子力規制委員会

原子力規制委員会設置法(平成 24 年法律第 47 号)第 15 条第 2 項及び第 5 項の規定に基づき、別記 1 に掲げる者を原子炉安全専門審査会の審査委員に、同法第 19 条第 2 項において準用する同法第 15 条第 2 項及び第 5 項の規定に基づき、別記 2 に掲げる者を核燃料安全専門審査会の審査委員に、それぞれ任命することとする。

別記 1：原子炉安全専門審査会 審査委員任命者

再任※	たかはし ひろあき 高橋 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属 地震火山研究観測センター 教授
-----	--------------------	--

別記 2：核燃料安全専門審査会 審査委員任命者

再任※	おがわ やすお 小川 康雄	東京工業大学 名誉教授
再任※	たかはし ひろあき 高橋 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属 地震火山研究観測センター 教授

（敬称略、50 音順）

※令和 8 年 12 月 13 日任期満了、同年 12 月 14 日任命予定

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の 臨時委員及び専門委員の任命（報告）

令和 8 年 10 月 28 日
原子力規制庁

原子炉安全専門審査会令（平成 24 年政令第 231 号。以下「炉安審令」という。）第 2 条及び核燃料安全専門審査会令（平成 24 年政令第 232 号。以下「燃安審令」という。）第 2 条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長が、令和 8 年 12 月 14 日付けで行う予定としている原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の臨時委員及び専門委員の任命について、以下のとおり報告する。

1. 任命する臨時委員及び専門委員

炉安審令第 2 条第 1 項及び燃安審令第 2 条第 1 項の規定に基づき、別記 1 に掲げる者を以下の 2.（1）の事項を調査審議する臨時委員に、別記 2 に掲げる者を以下の 2.（2）及び（3）の事項を調査審議する臨時委員に、また、炉安審令第 2 条第 2 項及び燃安審令第 2 条第 2 項の規定に基づき、別記 3 に掲げる者を以下の 2.（1）の事項を調査する専門委員に任命する。

2. 調査審議させる特別の事項又は調査させる専門の事項

- （1）地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果を踏まえた原子力規制委員会の対応状況について調査審議を行い、助言を行うこと。
- （2）発電用原子炉設置者又は核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制庁の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。
- （3）火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果を踏まえた原子力規制委員会の対応状況について調査審議を行い、助言を行うこと。

別記１：原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会 臨時委員任命者

再任※	たかはし ともゆき 高橋 智幸	学校法人関西大学 学長
	たにおか ゆういちろう 谷岡 勇市郎	北海道大学 名誉教授
	とおだ しんじ 遠田 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授
新任*	にしむら たくや 西村 卓也	国立大学法人京都大学防災研究所附属地震災害研究センター 教授

別記２：原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会 臨時委員任命者

再任※	なかみち はるひさ 中道 治久	国立大学法人京都大学防災研究所 教授
-----	--------------------	--------------------

別記３：原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会 専門委員任命者

再任※	あづま たかし 吾妻 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所 地質調査総合センター活断層・火山研究部門 活断層評価研究グループ 主任研究員
-----	-----------------	--

(敬称略、50音順)

※令和８年１２月１３日任期満了、同年１２月１４日任命予定

*令和８年１２月１４日任命予定

関係法令

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（抜粋）

（審議会等）

第十三条 原子力規制委員会に、次の審議会等を置く。

原子炉安全専門審査会

核燃料安全専門審査会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会とする。

（原子炉安全専門審査会）

第十四条 原子炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十五条 原子炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。

2 審査委員は、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。

3 審査委員は、非常勤とする。

4 審査委員の任期は、二年とする。

5 審査委員は、再任されることができる。

第十六条 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

第十七条 前三条に定めるもののほか、原子炉安全専門審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（核燃料安全専門審査会）

第十八条 核燃料安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十九条 核燃料安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。

2 第十五条第二項から第五項まで、第十六条及び第十七条の規定は、核燃料安全専門審査会について準用する。

○原子炉安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十一号）

（組織）

第一条 原子力規制委員会設置法第十五条第一項の政令で定める員数は、三十人とする。

2 原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

第二条 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めること

ができる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

(審査会の運営)

第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

○核燃料安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十二号）

（組織）

第一条 原子力規制委員会設置法第十九条第一項 の政令で定める員数は、二十人とする。

2 核燃料安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

第二条 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めること

ができる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

(審査会の運営)

第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における 調査審議事項

令和 8 年 2 月 1 8 日
原子力規制委員会

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）に基づき設置された原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会について、同法第 14 条及び第 18 条に基づき、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対し、下記のとおり指示する。

記

原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関して、以下の事項について調査審議を行い、助言を行うこと。

1. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた原子力規制委員会の対応状況
2. 原子力規制検査に係る原子力規制委員会及び事業者における実施状況
3. 令和 6 年 7 月 5 日付け「発電用原子炉施設の安全性向上評価制度のあり方や運用の見直しについて」を踏まえた原子力規制委員会及び事業者における対応状況
4. 発電用原子炉設置者又は核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制庁の評価
5. 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果を踏まえた原子力規制委員会の対応状況
6. 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果を踏まえた原子力規制委員会の対応状況
7. 令和 8（2026）年 1 月に実施された I R R S（I A E A の総合規制評価サービス）のミッションの結論を受けた原子力規制委員会の取組状況

制定 平成26年2月5日 原規技発第1402051号 原子力規制委員会決定
改定 平成26年4月16日 原規規発第14041613号 原子力規制委員会決定
改正 平成29年11月22日 原規規発第1711224号 原子力規制委員会決定
改正 令和元年6月20日 原規規発第1906201号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件を次のように定める。

平成26年2月5日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議することを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その審査委員、臨時委員及び専門委員（以下「審査委員等」という。）の任命に当たっての要件等を定める。

2. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の要件

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認め、又は臨時委員及び専門委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、この場合については、その事由を公表する。

- ① 原子力事業者（原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）をいう。以下同じ。）の役員又は従業者である者
- ② 原子力事業者の子会社の役員又は従業者である者

- ③ 原子力事業者の団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）の役員又は従業者である者
- ④ 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工業株式会社をいう。）の役員又は従業者である者
- ⑤ 任命前の３年間（３．の自己申告日の属する年度の前の３年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいう。以下同じ。）に、①から④までのいずれかであった者（非常勤かつ無報酬であった者を除く。）

３．自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等として任命するときは、当該候補者に別添１に従い、２．の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。当該任命された者が次年度以降も引き続き在任するときも、同様とする。

- ① 任命前の３年間に於いて、同一の原子力事業者等（２．①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいう。以下同じ。）から１年度あたり５０万円以上の報酬等を受領している場合は、その旨及びその支払者
- ② 任命前の３年間に於いて、個人の研究又は所属する研究室等に対し、原子力事業者等から寄附等を受けている場合は、その旨並びにその提供者及び金額

附 則

この規程は、平成２６年２月５日から施行する。

附 則

この規程は、平成２６年４月１６日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年１１月２２日から施行する。この規程による改正後の「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」は、施行日後に行う審査委員等の任命及びこれに係る自己申告から適用し、また、この改正の施行の際現に任命されている審査委員等に係る自己申告については、平成３０年度分から適用する。

附 則

この規程は、令和元年７月１日から施行する。

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の
審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日： 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏 名)

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

<欠格要件について>

- ☐ 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 2. ①から⑤までのいずれにも該当しません。

<報酬等の受領の有無等について>

- ☐ (A) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3. ①及び②のいずれにも該当しません。
- ☐ (B) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3. ①又は②のいずれかに該当します。

(備考)

- 1 上記の該当する□にチェックしてください。
- 2 (B) に該当する場合には、様式 1 に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。
- 3 申告日時点で (B) に該当しない場合でも、本自己申告日以降に (B) に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式 1 を記入の上、提出してください。
- 4 任命後、自己申告書及び様式 1 に記載された情報 (3 により追加提出されたものを含む。) は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。) の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。
- 5 なお、自己申告書及び様式 1 については、年度ごとに提出をお願いします。
- 6 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください (署名・押印は必要ありません。)

(様式 1)

申告日： 年 月 日

原子力事業者等からの報酬等に関する申告

① 任命前の3年間※1における同一の原子力事業者等※2からの1年度あたり50万円以上の報酬等※3の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
☐ 有 ☐ 無		年度

※1：「任命前の3年間」とは、自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいいます。

※2：「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいいます。

※3：「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人が受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

②-1 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附※4の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名※5	使途	金額
☐ 有 ☐ 無		年度			

②-2 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究※6の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名※5	使途	金額
☐ 有 ☐ 無		年度	☐ 委託・請負 ☐ 共同研究			

※4：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。

※5：「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告して下さい。その場合は、当該理由を公表します。

※6：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含まれます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)

原子炉安全専門審査会 名簿

審査委員

あきやま 秋山	ようこ 庸子	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻 准教授
あだち 足立	ふみお 文緒	国際連合工業開発機関 東京投資技術移転促進事務所 所長
あまや 天谷	まさき 政樹	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 安全研究センター センター長
いけがみ 池上	まさこ 雅子	大阪大学核物理研究センター 協力研究員 東京科学大学名誉教授
いしかわ 石川	けんいち 顕一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授、副研究科長 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 准教授
いとい 糸井	たつや 達哉	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災 研究所 安全研究センター 耐震・構造健全性評価研究グループ グループリーダー(客員研究員)
うちやま 内山	ま ゆき 眞幸	学校法人慈恵大学 東京慈恵会医科大学 客員教授
おおいがわ 大井川	ひろゆき 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 上級執行役、最高研究開発責任者
おがわ 小川	やすお 康雄	東京工業大学名誉教授
くまさき 熊崎	み え こ 美枝子	国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
こすが 小菅	あつこ 厚子	公立大学法人大阪公立大学大学院理学研究科物理学専攻 教授
こんどう 近藤	ひろこ 寛子	合同会社マトリクス K 代表
さがら 相楽	ひろし 洋	国立大学法人東京科学大学総合研究院 ゼロカーボンエネルギー研究所 教授
さだまつ 定松	あつし 淳	国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科・教養学部 准教授
さわだ 澤田	あきら 彰	元 公益財団法人日本適合性認定協会 執行理事

しまだ 島田	ようこ 洋子	国立大学法人京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻 教授
たかはし 高橋	ひろあき 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属 地震火山研究観測センター 教授
たかはし 高橋	まこと 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻 教授
とりいづか 鳥居塚	たかし 崇	学校法人日本大学生産工学部 教授
にしやま 西山	ゆ たか 裕孝	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 上級研究専門官 国立大学法人筑波大学システム情報工学研究群 リスク・レジリエンス工学学位プログラム 教授
はたの 羽田野	ゆうこ 祐子	国立大学法人筑波大学 放射線・アイソトープ地球システム研究センター 教授
ひさだ 久田	よしあき 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
ほうはら 芳原	しんや 新也	学校法人近畿大学原子力研究所 准教授
みやけ 三宅	ひろえ 弘恵	国立大学法人東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 教授
む た 牟田	ひとし 仁	学校法人五島育英会 東京都市大学大学院 総合理工学研究科 教授
む た 牟田	ひろあき 浩明	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 教授
も ぎ 茂木	としお 俊夫	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
やまじ 山路	あきふみ 哲史	学校法人早稲田大学理工学術院先進理工学研究科 共同原子力専攻 教授

合計28名(敬称略、50音順)

◎：会長 ○：会長代理（会長及び会長代理の決定後、明記予定）

臨時委員

おおば 大場	つかさ 司	国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科 教授
おくの 奥野	みつる 充	公立大学法人大阪大学大学院理学研究科 教授
たかはし 高橋	ともゆき 智幸	学校法人関西大学 学長
たにおか 谷岡	ゆういちろう 勇市郎	北海道大学 名誉教授
とのだ 遠田	しんじ 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授
なかみち 中道	はるひさ 治久	国立大学法人京都大学防災研究所 教授
はせがわ 長谷川	たけし 健	国立大学法人茨城大学学術研究院基礎自然科学野 教授
ばん 伴	まさお 雅雄	国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当 教授
みうら 三浦	さとし 哲	国立大学法人東北大学大学院理学研究科 特任教授

合計 9 名（敬称略、50 音順）

専門委員

あづま 吾妻	たかし 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ 主任研究員
うへだ 上田	ひでき 英樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所 巨大地震災害研究領域地震津波火山観測研究センター 副センター長
たなか 田中	あきこ 明子	国立研究開発法人産業技術総合研究所 地質調査総合センター地圏資源環境研究部門 招聘研究員

合計 3 名（敬称略、50 音順）

核燃料安全専門審査会 名簿

審査委員

あだち 足立	ふみお 文緒	国際連合工業開発機関 東京投資技術移転促進事務所 所長
いけがみ 池上	まさこ 雅子	大阪大学核物理研究センター 協力研究員 東京科学大学名誉教授 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 准教授
いとい 糸井	たつや 達哉	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災 研究所 安全研究センター 耐震・構造健全性評価研究グループ グループリーダー(客員研究員) 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授
うねさき 宇根崎	ひろのぶ 博信	国立大学法人京都大学大学院エネルギー科学研究科 エネルギー社会・環境科学専攻 教授
おがわ 小川	やすお 康雄	東京工業大学名誉教授
くろさき 黒崎	けん 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 所長、教授
こすが 小菅	あつこ 厚子	公立大学法人大阪公立大学大学院理学研究科物理学専攻 教授
さいとう 斉藤	たくみ 拓巳	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 教授
さだまつ 定松	あつし 淳	国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科・教養学部 准教授
さわだ 澤田	あきら 彰	元 公益財団法人日本適合性認定協会 執行理事
しまだ 島田	ようこ 洋子	国立大学法人京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻 教授 医療法人社団 高邦会 高木病院 放射線治療科 放射線治療センター長 学校法人国際医療福祉大学福岡保健医療学部 教授
すみ 角	みなこ 美奈子	国立大学法人北海道大学大学院理学院附属 地震火山研究観測センター 教授
たかはし 高橋	ひろあき 浩晃	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 嘱託
◎ なかむら 中村	たけひこ 武彦	国立大学法人筑波大学システム情報工学研究群 リスク・レジリエンス工学学位プログラム 教授 国立大学法人筑波大学 放射線・アイソトープ地球システム研究センター 教授
はたの 羽田野	ゆうこ 祐子	

ひさだ 久田	よしあき 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
まえだ 前田	としかつ 敏克	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 経営参与、原子力科学研究所長
みやけ 三宅	ひろえ 弘恵	国立大学法人東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 教授
わたなべ 渡邊	なおこ 直子	国立大学法人北海道大学大学院工学研究院応用量子科学部門 教授

合計19名(敬称略、50音順)

◎：会長 ○：会長代理（会長代理の決定後、明記予定）

臨時委員

おおば 大場	つかさ 司	国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科 教授
おくの 奥野	みつる 充	公立大学法人大阪大学大学院理学研究科 教授
たかはし 高橋	ともゆき 智幸	学校法人関西大学 学長
たにおか 谷岡	ゆういちろう 勇市郎	北海道大学 名誉教授
とおだ 遠田	しんじ 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授
なかみち 中道	はるひさ 治久	国立大学法人京都大学防災研究所 教授
はせがわ 長谷川	たけし 健	国立大学法人茨城大学学術研究院基礎自然科学野 教授
ばん 伴	まさお 雅雄	国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当 教授
みうら 三浦	さとし 哲	国立大学法人東北大学大学院理学研究科 特任教授

合計 9 名（敬称略、50 音順）

専門委員

あづま 吾妻	たかし 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ 主任研究員 国立研究開発法人防災科学技術研究所
うえだ 上田	ひでき 英樹	巨大地変災害研究領域地震津波火山観測研究センター 副センター長
たなか 田中	あきこ 明子	国立研究開発法人産業技術総合研究所 地質調査総合センター地圏資源環境研究部門 招聘研究員

合計 3 名（敬称略、50 音順）